

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正

一 職員について、育児時間制度において一年につき人事院規則で定める時間を超えない範囲内で一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるようにするとともに、常時勤務することを要しない職員についても、育児時間の対象となる子の年齢を小学校就学の始期に達するまでに引き上げること。（第二十六条関係）

二 防衛省の職員への準用規定について、所要の改正を行うこと。（第二十七条第一項関係）

第二 施行期日等

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。